

パターン⑥

仕事以外の事柄の強要

～私生活に権限を持ち込んでいませんか？～

【事例 1 1】

上司Kは部下に対して、毎日のように昼休みに弁当を買いに行かせたり、週末には家の掃除をさせたりする。皆嫌がっているのだが、断ると、怒鳴ったり、仕事上のペナルティをちらつかせるので言いなりになっている。

【事例 1 2】 上司Lは、ある部下が自分の住んでいるマンションよりも良い物件を賃借していることをねたみ、その部下に対し、「上司より立派なマンションに住むとは何事だ」とか「もっと安いところに住まないで地方に異動させるぞ」などと言いつづけたので、その部下はやむを得ず、別の安い物件に転居した。

－ 「パワー・ハラスメント」 を起こさないためのポイント－

- ・ 部下に私事を命じるのは明らかに不適切な命令です。
- ・ 部下に対して合理的な理由がないのに、仕事以外のことに執拗に干渉しない態度が必要です。

「パワー・ハラスメント」の被害者であると思っている方は、以下の点に心がけてください。

- ・ 「パワー・ハラスメント」を受けたときは一人で我慢しないで、まずは、身近な同僚や信頼する先輩に相談して下さい。
- ・ 各府省又は人事院の苦情相談窓口にも遠慮なく申し出て下さい。

人事院の苦情相談窓口

本院公平審査局職員相談課 (03)3581-5311(内線 2741)
(03)3581-3486(直通)

| | |
|----------------|---------------|
| 北海道事務局第一課公平勤務係 | (011)241-1249 |
| 東北事務局第一課公平勤務係 | (022)221-2002 |
| 関東事務局第一課公平勤務係 | (048)740-2005 |
| 中部事務局第一課公平勤務係 | (052)961-6839 |
| 近畿事務局第一課公平勤務係 | (06)4796-2181 |
| 中国事務局第一課公平勤務係 | (082)228-1182 |
| 四国事務局第一課公平勤務係 | (087)831-4869 |
| 九州事務局第一課公平勤務係 | (092)431-7732 |
| 沖縄事務所調査課公平担当 | (098)834-8400 |

(本通知に関する問合せ先)

人事院職員福祉局職員福祉課企画班

電話：03-3581-5311 (内線2564)